

資 料 1

平成28年度第5回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

平成28年度第5回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択 年度	前回評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記(a)~(f)の項目の内容	備考
			特に重点的な審議を要する案件(案)											
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
道路	1 一般国道17号 与野大宮道路	⑤	一般							H6	H26			
	2 一般国道17号 群馬大橋拡幅	④	一括							H1	H25			
	3 一般国道17号 綾戸バイパス	④	一括							H4	H25			
	4 一般国道50号 前橋笠懸道路	④	一括							H13	H25			
	5 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(大栄~横芝)	④	一般							H20	H25			
	6 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(東金茂原道路)	④	一般							H13	H25			

審議件数(再評価) 3件 : 一括
3件 : 一般

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆重点審議案件の選定
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
 - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
 - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
 - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
 - (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
 - (f) その他の要因

- ◆一括審議案件の選定
- 前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。